

第9章 その他の検討事項

9-1 駐車場施策の推進（案）

1. ゾーン区分による駐車場整備・活用方針（案）

①土地利用のゾーン区分

土地利用区分による駐車場の整備・活用の方針（案）を示すため、建物用途現況や中心市街地の整備方針を踏まえ、以下のような土地利用のゾーニングを設定する。

表9-1 土地利用ゾーンの設定

商業系ゾーン	駅前商業地や商店街などが形成された界隈性のある商業地に指定する。
商業・業務・住居混在ゾーン	商業系ゾーンに隣接し、商業施設や業務施設が多く立地する住宅との混在が見られるエリアに指定する。
業務系ゾーン	公共施設や事務所等が多く立地するエリアに指定する。
住居系ゾーン	住宅を中心としたエリアに指定する。
パブリックゾーン	大規模な公共空間として活用されており、公共の駐車場が必要とされるエリアに指定する。

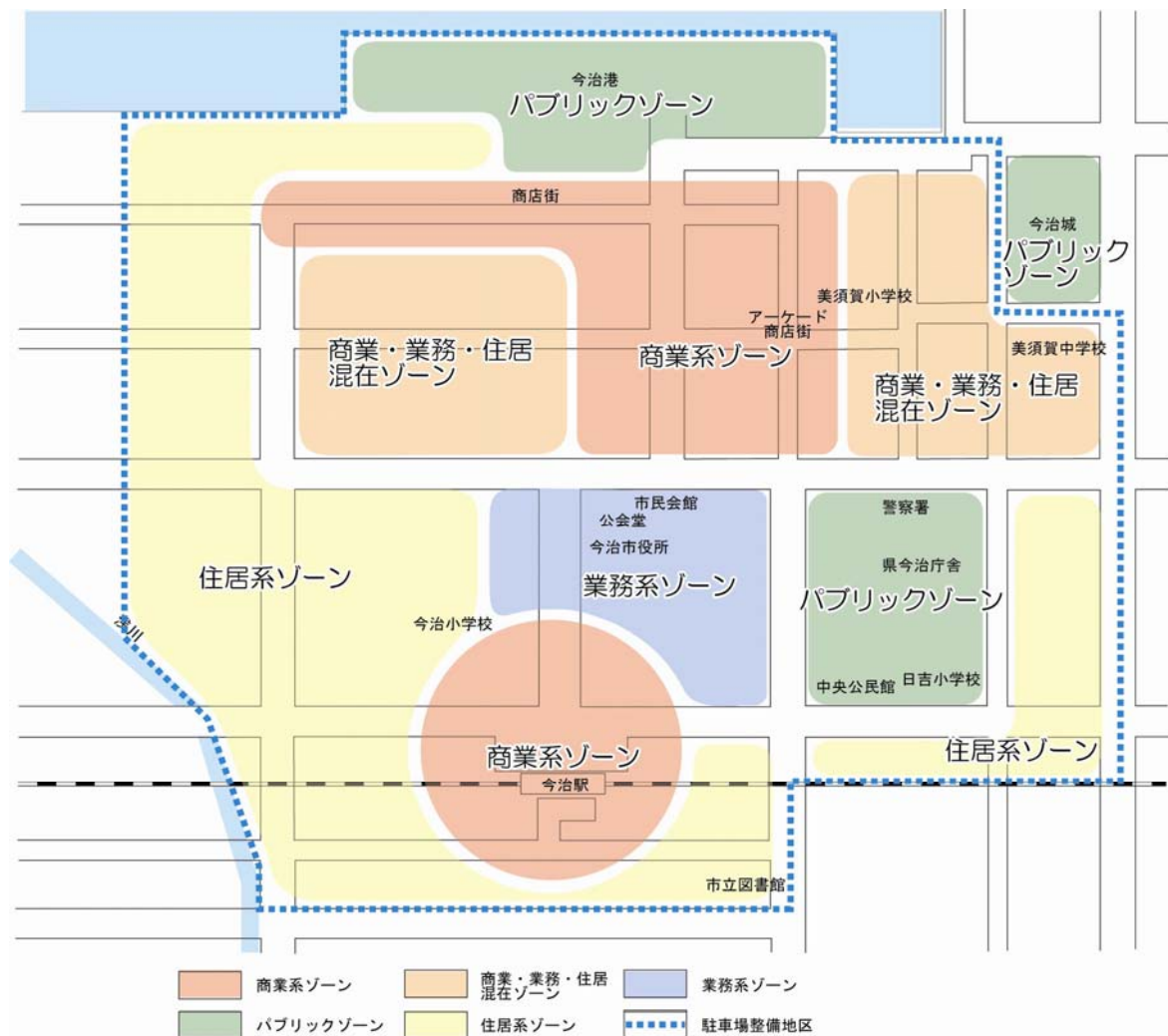


図9-1 土地利用ゾーン区分図

②ゾーン別駐車場整備・活用方針（案）

土地利用区分におけるゾーン別の駐車場整備・活用方針（案）については、土地利用や駐車場の利用状況などからゾーンごとの課題を整理し、課題から導かれる整備・活用方針（案）を表9-2に整理した。

表9-2 ゾーン別駐車場整備・活用方針（案）

	駐車場の課題	駐車場整備・活用方針（案）
商業系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業地における歩行者と自動車の輻輳による商業環境の悪化 ・ 駐車場立地による商店街の連続性及び賑わいづくりの阻害 ・ 附置義務制度による建替え意欲の低下 ・ 駐車場の乱立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔地駐車場制度の活用による駐車場の集約化・フリンジ化を進める ・ 駐車場出入口禁止路線の指定について検討する ・ 附置義務制度の柔軟な対応を図る
商業・業務・住居混在ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附置義務制度による建替え意欲の低下 ・ 駐車場の乱立 ・ 商業及び業務用の車両進入による歩行者の安全性の低下 ・ 駐車場の増加による居住人口の低下及びコミュニティの崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔地駐車場制度の活用による駐車場の集約化・フリンジ化を進める ・ 業務用車両進入路線を指定して歩行者の安全性を確保する ・ 附置義務制度の柔軟な対応を図る
業務系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務用駐車場の不足による業務地区の魅力の低下 ・ 幹線道路沿いの駐車場出入口における歩行者との輻輳 ・ 荷捌き車両による公共交通の走行阻害 ・ 幹線道路における街なみ景観形成の阻害 ・ 住居系ゾーンへの業務用駐車場の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔地駐車場制度の活用による駐車場の集約化・フリンジ化を進める ・ 不足する業務用駐車場の充足を図る ・ 業務用車両進入路線を指定して歩行者の安全性を確保する ・ 駐車場出入口禁止路線の指定を行う ・ 附置義務制度の柔軟な対応を図る
住居系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務用や来街者用の駐車場の混入 ・ 附置義務制度による建替え意欲の低下 ・ 駐車場の増加による居住人口の低下及びコミュニティの崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用更新を促進し、いたずらな駐車場化を抑制する ・ 居住者用の月極駐車場等を減少させる ・ 業務用、来街者用の駐車をゾーン外に移す
パブリックゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックスペースとしての公共駐車場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車需要に応じた公共駐車場を確保する

2. 駐車施設の整備改善方針（案）

①バリアフリー化の推進

路外駐車場のバリアフリー化については、新たに設置される駐車場についてはバリアフリー新法の基準に従って設置を進めるとともに、既存の駐車場についてもバリアフリー化の努力義務を推進していく。

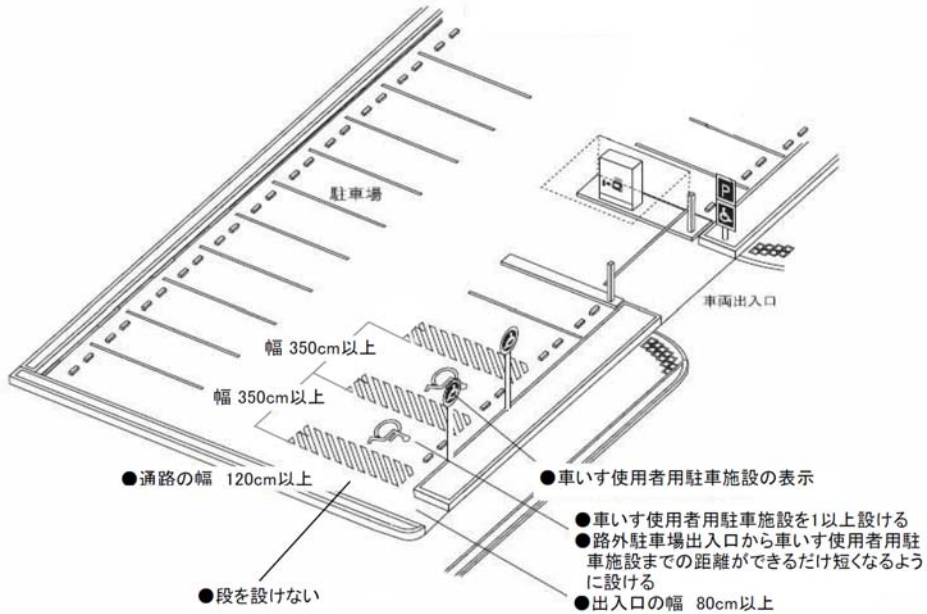


図 9-3 駐車場のバリアフリー化

②緑化の推進

駐車場は、道路沿道景観において街なみの連続性を分断する要素であるほか、市街地内の緑化率を向上させるためにも、駐車場内の緑化を推進する必要がある。

緑化の整備については、届出駐車場を緑化の対象施設とすることや緑化に対する助成制度を設けるなどの対応が必要となる。

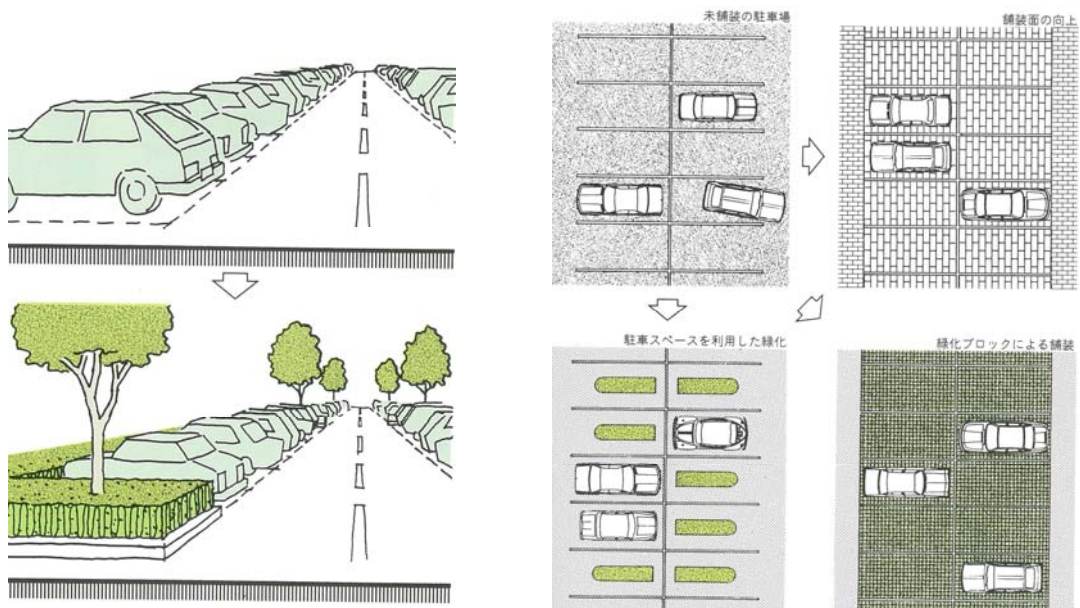


図 9-4 駐車場の緑化



図 9-5 駐車場の緑化事例

3. 自動二輪車等の対応方針（案）

①路外駐車場における自動二輪車の対応

本市は、自動二輪車の保有台数が少なく、現況においても違法路上駐車等も見受けられず、都心部における自動二輪車の状況とは異なっている。

自動二輪車に対しては、附置義務制度への導入が必要とされているが、集合式料金システムの場合には自動二輪車用の出入口を設ける必要があるなど、民間駐車場の負担は少なくない。

このため、自動二輪車に対しては、現在のところ、その対策を図る必要性は低いと考えられる。将来的に自動二輪車対策が必要となった場合には、公共施設での設置を推進することとし、路上駐車スペースでの設置について検討を行うものとする。

②自動二輪車及び荷捌き駐車への対応

調査対象区域内では、前述のとおり自動二輪車や荷捌き駐車場の問題はあまり生じていない。このため、自動二輪車については、荷捌き駐車スペースの設置と合わせて整備の検討を行うこととする。

将来的な整備対象路線として、既にパーキングチケットが整備されている主要地方道今治港線及び一般県道今治駅前停車場線の2路線を選定し、必要に応じて検討を行うものとする。

③短時間駐車に対応した路上駐車場及びパーキングチケット等の整備

商業施設や業務施設の集積地においては、短時間駐車の利用者数が多いことから、現況のパーキングチケットは維持するが、駐車料金システムの改善を含めた利便性の向上について、検討を行っていくものとする。



図9-6 路上駐車場の整備イメージ

出典：日本自動車工業会資料

4. 駐車場の利用促進に向けた取り組み方針（案）

① 駐車場案内システム等の検討

調査対象区域内の駐車場の回転率や利用者の利便性の向上を図るためには、駐車場への円滑な案内を行う必要がある。

駐車場案内施策としては、地区内の各駐車場の空車情報をリアルタイムで情報提供する「駐車場案内システム」が最も有効な手段である。しかし、各駐車場での設備投資やシステムを維持するためのランニングコストなどが必要であることから、駐車場案内を必要とする駐車場管理者が多く存在しなければシステムを維持することはできず、現に松山市で導入された駐車場案内システムは撤去している状況にある。

このため、当地区での駐車場案内については、駐車場マップの作成や携帯端末への駐車場の情報提供等での対応を検討するものとする。

【駐車場案内システムの現状】

駐車場案内システムは、現在自治体等では維持管理コストがかかること、現在はカーナビなどで案内システムに頼らなくても情報を簡単に入手できるようになったことなどから、運用停止・廃止への方向に進みつつある。

前述のとおり、松山市で駐車場案内システムが廃止となったほか、静岡県浜松市においても費用対効果分析において、「駐車場情報の発信システム技術の高度化が進み、市が管理するシステムによらなくてもドライバーが求める情報を提供することが可能となったため廃止する」との結論を出している。

また、名古屋市では、駐車場案内システムに関する課題として、以下のことを挙げ、今後の方針としては「ドライバーの任意の場所や時間での情報提供が出来るように携帯電話やパソコンを活用した駐車場案内を行えるように検討する必要がある」としている。

課題1：対象地区の駐車場を全てシステムに加入させることで、システムの効果が最大限に発揮出来ることになるが、実際は小さい駐車場になるとシステムに加入しない駐車場もある。

課題2：ドライバーに駐車場情報を提供していても、違法路上駐車へ移行してしまうドライバーもいる。

課題3：現在のシステムは道路上に設置した案内板による案内となるため、駐車場直近でなければ情報を入手することが出来ない。そのため、ドライバーの任意の時間や場所で情報を提供出来るようにする必要がある。

このように、駐車場案内システムは、初期費用が多額であることや協賛する民間企業に対しても初期投資を余儀なくさせることから、費用対効果が低くなる傾向にあり、協賛企業が少ないことで案内システム自体を維持できないことも生じている。

今後の駐車場案内の方法としては、投資費用が少なく誰もがどこでも利用できるパソコンや携帯端末への情報発信を行うことが主流となり、駐車場案内システムは次第に必要性を低下させていくものと考えられる。

②路上駐車防止活動の推進の検討

違法駐車取締りについては、平成20年6月から駐車監視員制度が導入されており、地元警察だけでなく、行政、地域の商店街や交通事業者などが共同で取り組んでいくことが必要である。

このため、路上駐車防止活動等、商店街の自主的な活動に対する支援策について、検討を行う必要がある。

③駐車場設置届出制度の導入検討

駐車場整備の取り組みは、ゾーン内においても様々な諸問題が生じるため、その全てに対応できる制度を確立することが困難であることから、「駐車場設置届出制度」を導入して、駐車場の設置動向を把握するとともに、整備方針との整合性の確認や駐車場情報の情報更新などにも活用していくことが必要である。

④公共駐車場の休日開放の検討

駐車場の利用特性では、目的地に近い駐車場を選択する利用者が多いため、公共施設駐車場の休日開放を含めた検討を進め、駐車場利用者の利便性の向上を図っていく必要がある。ただし、特に駐車利用の多い施設については、周辺駐車場の利用低下を招く恐れがあるため、休日の有料化についても検討を行う必要がある。

9-2 駐車場整備地区の検討

1. 駐車場整備地区の設定状況

現在の今治市における駐車場整備地区は、下図に示すとおり、JR今治駅から今治港にかけて商業地域を中心に設定されている。

本市の駐車場整備地区は、昭和51年に都市計画決定され、その後変更を行っていない。そのため、都市計画決定後30余年が経過し、社会経済情勢の変化や区域内の土地利用等も変化していることから、現在の駐車場整備地区の区域について、土地利用状況や駐車の実態を踏まえ、その妥当性について検討を行う必要が生じている。

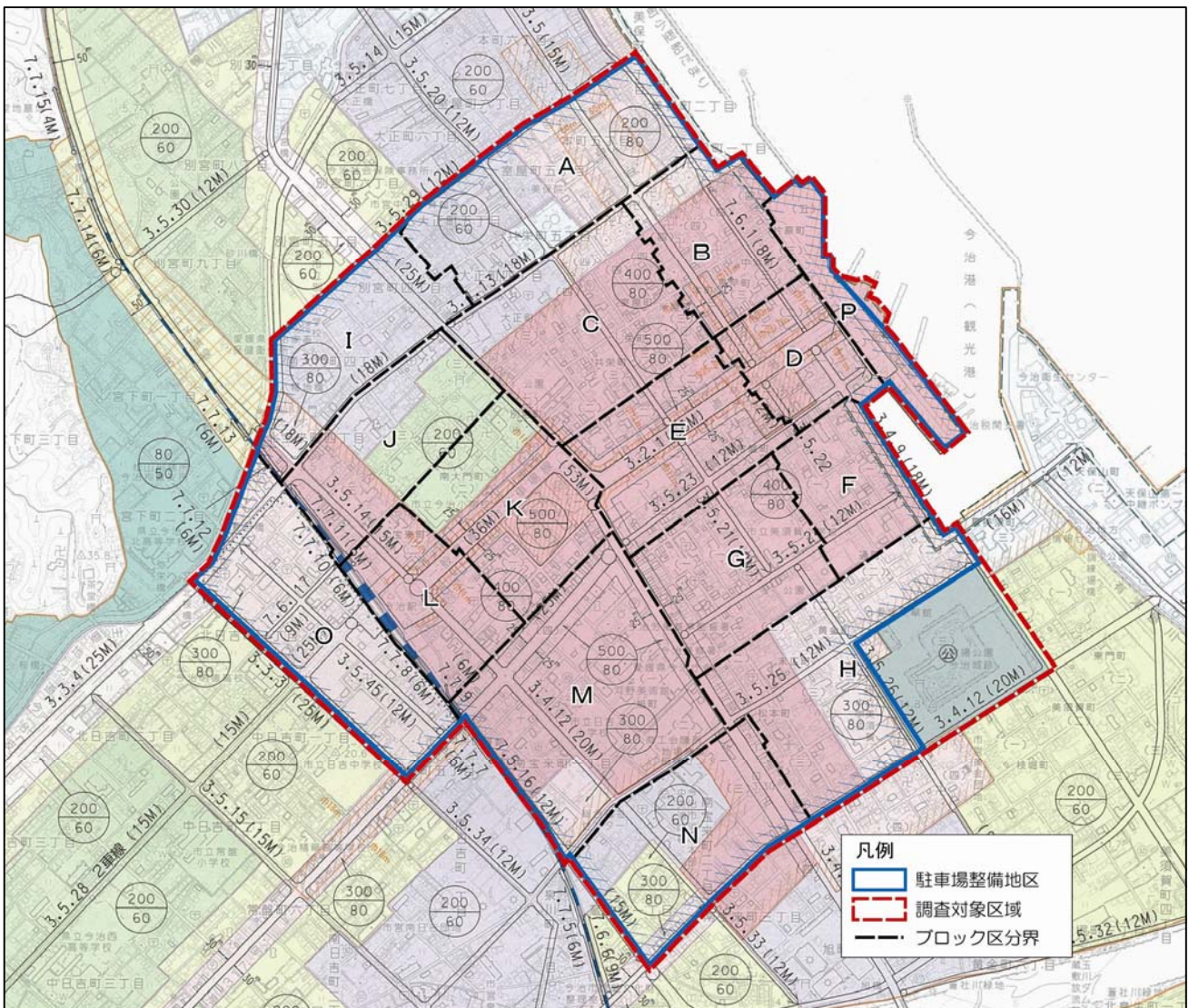


図9-7 駐車場整備地区の現況

2. 土地利用状況に基づく駐車場整備地区の妥当性の検討

駐車場整備地区内のブロック別建物用途別の延べ床面積構成では、A、B、C、H、J、Oブロックは住宅用途の割合が多くなっており、附置義務制度の対象となる施設の立地は少なくなっている。しかしながら、今後は中心市街地における都市機能の充実やまちなか居住の推進などによって土地利用の更新が活発になることも考えられるため、区域については現状を維持することが望ましい。

ただし、A、Bブロックについては、住宅系用途の面積が70%以上を占めており、今後の土地利用動向に変化が見られない場合には、長期的な視点で区域の見直しを検討していくことも必要である。

表 9-3 建物用途別延べ床面積構成比

ブロック	建物用途別延べ床面積構成比(%)								
	住宅	文教施設	業務	商業	宿泊・娯楽	運輸	工業	その他	合計
A	79.7%	2.3%	2.0%	2.8%		4.8%	7.3%	1.0%	100.0%
B	74.4%	0.3%	4.4%	4.6%	0.5%	11.8%	1.0%	3.0%	100.0%
C	51.9%	6.4%	4.6%	18.9%	0.7%	7.5%	7.6%	2.3%	100.0%
D	47.9%	2.1%	5.1%	20.3%	7.3%	13.0%	1.3%	3.1%	100.0%
E	39.8%	1.0%	13.9%	24.6%	2.7%	10.1%	0.7%	7.2%	100.0%
F	44.2%	3.6%	7.1%	5.1%	2.9%	20.3%	4.7%	12.2%	100.0%
G	46.9%	15.2%	4.0%	20.8%	2.5%	8.7%	0.7%	1.2%	100.0%
H	55.4%	23.8%	2.6%	5.0%	4.3%	6.6%	1.4%	1.0%	100.0%
I	43.4%		6.6%	4.6%		15.0%	29.7%	0.7%	100.0%
J	53.1%	24.4%	10.6%	4.4%	1.0%	3.9%	1.0%	1.7%	100.0%
K	21.2%	14.4%	54.2%	3.7%	1.0%	2.5%	0.2%	2.7%	100.0%
L	30.0%	10.3%	28.3%	8.3%	16.4%	2.3%	1.0%	3.4%	100.0%
M	12.6%	5.8%	27.1%	10.8%	25.3%	1.8%	1.1%	7.1%	100.0%
N	49.6%	1.9%	15.1%	7.2%		6.0%	19.7%	0.6%	100.0%
O	62.0%	23.9%	3.6%	5.6%		2.1%	2.2%	0.5%	100.0%
P			82.0%	3.0%		12.3%		2.6%	100.0%
総計	43.6%	8.7%	14.6%	12.2%	6.1%	6.9%	4.5%	3.4%	100.0%

※面積割合が第1位の用途には橙色の網掛け。第2位の用途は黄色の網掛けをしている。

3. 駐車実態に基づく駐車場整備地区の妥当性の検討

実態調査では、一部の駐車場で高い占有率を示すものの、全体的には52~56%程度の占有率であり、駐車場は充足している。また、一般県道今治駅停車場線や主要地方道今治港線等には、パーキングチケットの駐車スペースが117台設置されており、短時間駐車にも対応できている。

現況の駐車需給バランスでは、今治駅周辺のブロック以外は駐車場の供給量が充足している状況にあるが、地区内は平面駐車場の割合が高く(表7-4)、将来的に土地利用転換が行われる可能性があるため、需給バランスの変化に応じた駐車場対策を図るためにも現在の駐車場整備地区を維持することが望ましい。

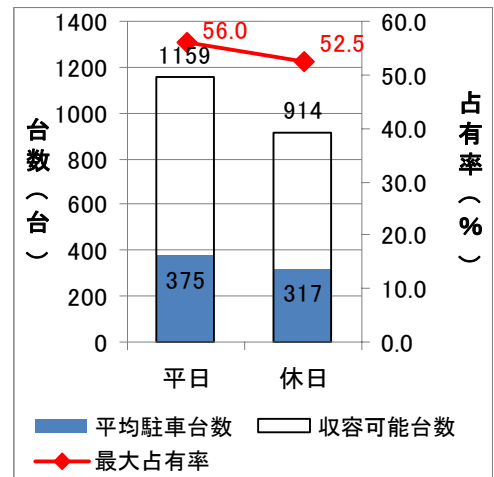


図 9-8 平均駐車台数と占有率

9-3 附置義務制度の検討

1. 附置義務制度の基本的な考え方

今治市では、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づき、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を定め、市街地中心部などの駐車需要が高い商業地等において路上駐車等を防止し交通の円滑化を図ることを目的として、一定規模以上の建築物に対し駐車施設の附置義務制度を設けている。

2. 附置義務条例区域の妥当性の検討

本市の附置義務条例の区域は、駐車場整備地区が設定されている中心市街地より広く設定されており、条例に定められている「周辺地区」には住居系用途地域が多く含まれている。

住居系用途地域では、特に自動車交通が輻輳する状況にないが、幹線道路沿道における商業施設の立地等も見られることから、中心市街地と一体的な駐車場対策を図る区域として、現在の区域を維持することが好ましい。

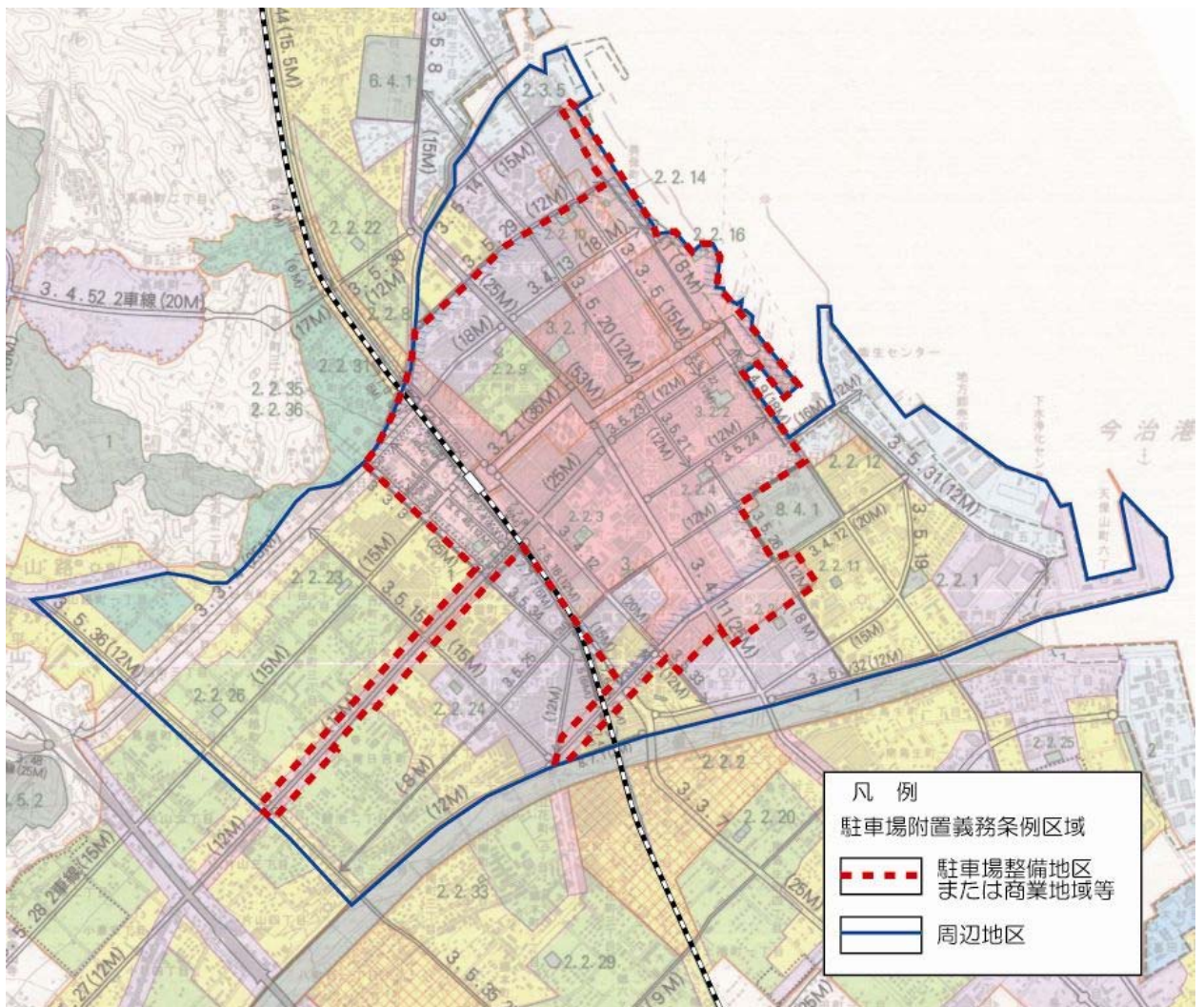


図9-9 附置義務条例区域(再掲)

3. 附置義務条例の内容の妥当性の検討

今治市の附置義務条例の内容を標準条例や他都市の条例と比較すると、表9-4の通りとなる。例えば、「非特定用途」については、「附置義務建築物規模」は標準条例よりも緩くなっているが、「附置基準」は厳しくなっている。また、「駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域」の「特定用途」については、「附置義務建築物規模」は同じだが、「附置基準」は少し緩くなっている。

「周辺又はふくそう地区」については、特に設定していない市も多いが、今治市は標準条例よりも規制を緩くして設定している。

また、1台あたりの駐車スペースについては、今治市では附置義務すべてを2.5m×6.0mと設定しているが、標準条例では標準値を2.3m×5.0mとし、全体の30%を2.5m×6.0m、少なくとも1台は車いす対応として3.5m×6.0mとするように規定している。そのため、駐車スペースについては、標準条例よりも厳しく規定されているが、車いす対応の駐車スペースの確保は義務付けられていない。

今治市が附置義務条例を制定した昭和50年から、駐車場法の改正に伴って標準条例も改正されており、現在の標準条例（H18.11.30）と相違のある部分に関しては、駐車場特性や市街地特性等を踏まえて見直しを検討する必要があるものと思われる。

表9-4 附置義務条例の他都市等との比較

	駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域						周辺又はふくそう地区		1台あたりの駐車スペース m×m
	百貨店、店舗又は事務所(C)		特定用途※ ¹ (Cを除く)		非特定用途※ ²		特定用途		
	附置義務建築物規模	附置基準	附置義務建築物規模	附置基準	附置義務建築物規模	附置基準	附置義務建築物規模	附置基準	
	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	
標準条例 (50万人未満の都市)	1,000~	150	1,000~	150	1,000~	450	2,000~	150	2.3×5.0 2.5×6.0 (30%) 3.5×6.0 (車いす) (3.0×7.7 (荷捌き))
今治市	1,000~	200	1,000~	200	3,000~	300	3,000~	300	2.5×6.0
松山市	1,000~ 6,000 6,000~	150 150	1,000~ 6,000 6,000~	150 150	1,000~ 6,000 6,000~	450 450	2,000~ 6,000 6,000~	150 150	2.5×5.0 2.5×6.0
宇和島市	1,000~	150	1,000~	150	3,000~	450			2.3×5.0 2.5×6.0 (30%) 3.5×6.0 (車いす)
高松市	1,000~	150	1,000~	150	2,000~	400			2.3×5.0 2.5×6.0 (30%) 3.5×6.0 (車いす)
丸亀市	1,000~	150	1,000~	150	3,000~	400			2.3×5.0 2.5×6.0 (30%) 3.5×6.0 (車いす)
徳島市	1,000~	150	1,000~	150	2,000~	400			2.5×6.0
高知市	2,000~	300	2,000~	300	3,000~	400	3,000~	400	2.5×6.0
広島市	1,500~	150	1,500~	250	2,000~	450	2,000~	250	2.3×5.0 2.5×6.0 (30%) 3.5×6.0 (車いす)
福山市	1,500~	150	1,500~	150	3,000~	300	3,000~	300	2.5×6.0

※1：特定用途とは、劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、政令で定められたもの。

※2：非特定用途とは、特定用途に該当する用途以外に供される部分のこと。

【参考資料1】「標準駐車場条例」の改正状況の経緯

《平成2年6月11日改正》

① 特定用途における附置義務の延べ面積の下限値の改正【第25条2項】

特定用途における附置を義務付ける建築規模を2,000㎡から人口おおむね50万人以上の都市は1,500㎡、人口おおむね50万人未満の都市は1,000㎡に改正した。

② 足切り制度の廃止【第25条】

改正前は、附置義務量を算出するにあたり下限値を超える部分に対して附置を課していたが、延べ床面積の全部に対して附置義務を課するとともに、6,000㎡までの建築物については、緩和措置を設けることとした。

《平成3年11月26日改正》

① 非特定用途における附置義務の延べ面積の下限値の改正【第25条】

駐車場法及び施行令の改正にあわせ、非特定用途の附置を義務付ける建築規模を3,000㎡から2,000㎡に改正した。

② 罰則規定における罰金額の改正【第35条】

第35条に規定する附置義務駐車施設の附置、管理等に関する条項に違反するものに対する罰金の額を、第34条1項違反は10万円以下を50万円以下に、第33条1項違反は3万円以下を20万円以下に、第30条2項違反は1万円以下を10万円以下にそれぞれ改正した。

《平成6年1月20日改正》

① 荷さばきのための駐車施設の附置義務を追加【第25条の2】

荷さばきのための駐車施設の附置に関する規定を下表のとおり規定した。

(人口がおおむね50万人未満の都市の場合)					
(ア)地区	駐車場整備地区又は商業地区若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区	
(イ)足切基準	2,000平方メートル			3,000平方メートル	
(ウ)建築物の用途	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。)に供する部分	特定用途に供する部分
(エ)附置を義務付ける駐車1台当たりの床面積	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	5,000平方メートル
(オ)6,000平方メートル未満の場合の緩和係数	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$	
備考					
1 (ウ)欄掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。					
2 (ウ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。					
(※) 人口がおおむね50万人以上100万人未満の都市、人口がおおむね100万人以上の都市については、別途基準値を規定。					

② 荷さばきのための駐車施設の規模【第29条4項】

荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の幅、奥行き、建築限界を規定した。

《平成16年7月2日改正》

① 附置を義務付ける駐車施設一台あたりの床面積（原単位）の基準が参考である旨の周知【第25条、第25条の2】

標準駐車場条例第25条等において示している原単位は目安に過ぎず、従来より条例の制定にあたっては各都市における効果・影響等についての十分な調査の下に適切な原単位を設定すべき旨示していたが、この趣旨をさらに明確にして地方公共団体独自の政策判断に応じた設定を推奨した。

② 地区ごとに別途の基準を適用すること（ローカルルールを導入）の推奨【第25条、第25条の2】

地区の交通特性等によって駐車需要に違いがあることに加えて、地区内の交通処理計画の内容に応じて新たに設置すべき駐車施設の量が変わることから、地区特性に応じたきめの細かい基準の設定を推奨した。

③ 隔地における附置義務駐車施設について【第30条、第30条の2】

小規模な附置義務駐車施設が多数設置されることは、駐車場の出入口が随所に設けられることによる交通阻害や土地の効率的な利用の観点から問題が多い。このため、まちづくりや地区交通処理の方針と連動して、建築物及びその敷地「以外」の場所（いわゆる「隔地」）で駐車施設を効果的に確保することを推奨した。

第30条では、市長がやむを得ないと認める場合には建築物から200m以内と規定していたが、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長の認定を受けたものについては隔地に附置義務駐車施設を設置できるようにした。

《平成18年11月30日改正》

① 自動二輪車のための駐車施設の附置義務を追加【第25条の3】

駐車場法の改正に伴い、自動二輪車のための駐車施設の附置に関する規定を下表のとおり規定した。

(人口がおおむね50万人未満の都市の場合)

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗除く。）に供する部分
(エ)	3,000平方メートル	8,000平方メートル
(オ)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{(6,000 \text{ 平方メートル} - 1,000 \text{ 平方メートル}) \times \text{延べ面積}}$	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$
備考		
1 (ウ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。		
2 (オ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。		

(※) 人口がおおむね50万人以上の都市については、別途基準値を規定。

② 自動二輪車のための駐車施設の規模【第29条4項】

自動二輪車のための駐車施設のうち自動二輪車の駐車のために供する部分の幅、奥行きを規定した。

【参考資料2】「標準駐車場条例」（平成18年11月30日国土交通省通知）

〇〇市駐車場条例

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市が設置する路上駐車場及び路外駐車場の設置及び管理並びに駐車料金の額及びその徴収方法並びに建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 路上駐車場

（設置等）

第2条 市長は、路上駐車場を設置し、又は廃止しようとするときは、当該路上駐車場の供用開始又は廃止の日及びその名称、位置、規模その他必要な事項を告示する。

（駐車料金を徴収する時間）

第3条 路上駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）を徴収する時間は、路上駐車場ごとに、午前0時から午前7時までの間を除いた時間内において市長が定め、告示する。

（料金の額等）

第4条 料金の額は、駐車時間〇分ごとに〇〇円とする。

2 料金は、前条の規定により市長が定めた時間内に自動車を駐車させる者から徴収する。

（料金の不徴収）

第5条 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第6条第1項ただし書きに規定する自動車を駐車させる場合のほか、次の各号の一に該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。

1 当該路上駐車場の附近において、警察官が犯罪捜査、実地検証又は交通事故調査を行うため使用する自動車

2 当該路上駐車場の附近において、緊急を要する電気、ガス、電話、水道又は下水道の応急工事を行うために使用する自動車

（料金を無料とする日）

第6条 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日においては、第4条の規定にかかわらず、料金を無料とする。

2 市長は、前項に規定する日以外の日について、臨時に料金を無料とすることができる。この場合においては、市長は、あらかじめ、その旨を告示する。

（料金の納付の方法）

第7条 自動車を駐車させようとする者は、あらかじめ、駐車させようとする時間に相当する料金をパーキング・メーターに投入して納付しなければならない。

2 前項の規定により料金を納付して自動車を駐車させている者が納付した料金に相当する駐車時間を超過して駐車させようとする場合においては、当該駐車時間が経過する前に、その超過して駐車させようとする時間に相当する料金をパーキング・メーターに投入して納付しなければならない。

3 パーキング・メーターの故障、破損等のため前二項の規定に従い料金を納付することができない場合において、自動車を駐車させ、又は既に納付した料金に相当する駐車時間を超過して駐車させようとする者は、駐車させようとする時間に相当する料金を規則で定めるところにより納付しなければならない。

(料金の不還付)

第8条 納付した料金は、還付しない。

(割増金)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、不法に第7条の規定による料金の納付を免れた者から、その免れた額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

- (1) 区画線を超える荷物を積載している自動車
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、路上駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる自動車

(禁止行為)

第11条 路上駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 区画線に従わないで自動車を駐車させること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、路上駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(休止)

第12条 市長は、道路工事その他の理由により必要があると認めるときは、路上駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、市長は、当該路上駐車場上の見やすい箇所に、その旨を掲示する。

(損害賠償)

第13条 何人も、パーキング・メーター、標識その他路上駐車場の設備をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

第3章 路外駐車場

(設置)

第14条 市長は、路外駐車場を設置しようとするときは、当該路外駐車場の供用開始の日及びその名称、位置、規模、供用時間その他必要な事項を告示する。

(料金の額等)

第15条 路外駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 午前8時から午後8時まで駐車時間30分ごとに〇〇円以内で規則で定める額
- (2) 午後8時から翌日午前8時まで駐車時間30分ごとに〇〇円以内で規則で定める額
- 2 駐車時間が午前8時又は、午後8時の前後にまたがる場合において、当該時点をまたがる30分について徴収する料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 駐車時間が午前8時の前後にまたがる場合前項第2号に掲げる額
 - (2) 駐車時間が午後8時の前後にまたがる場合前項第1号に掲げる額
- 3 市長は、必要があると認めるときは、回数駐車券又は定期駐車券を発行することができる。
- 4 前項の回数駐車券又は定期駐車券の料金の額、有効期間、発行枚数その他回数駐車券又は定期駐車券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。

(料金の徴収)

第16条 料金は、自動車を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、前条第3項に規定する回数駐車券又は定期駐車券による駐車料金の徴収については、回数駐車券又は定期駐車券の発行のときに徴収する。

(料金の不徴収)

第17条 次の各号の一に該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 当該路外駐車場の附近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務をおこなうため使用する自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(料金の不還付)

第18条 納付した料金は、還付しない。ただし、第15条第3項の定期駐車券について納付した料金については、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による料金の還付方法、還付の額及び手数料その他必要な事項は、規則で定める。

(割増金)

第19条 市長は、規則で定めるところにより、不法に第15条の規定による料金の納付を免れた者から、その額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(駐車の拒否)

第20条 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

- (1) 路外駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (3) 路外駐車場の構造又は設備をき損するおそれがあると認められる自動車
- (4) 前三号に掲げるもののほか、路外駐車場の管理に支障があると認められる自動車

(禁止行為)

第21条 路外駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 路外駐車場の構造又は設備を汚染し、又はき損すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、路外駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(休止等)

第22条 市長は、路外駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 市長は、前項の規定により路外駐車場の供用を休止しようとする場合は、その旨を告示する。休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとする場合にも、また同様とする。

(損害賠償)

第23条 何人も、路外駐車場の構造又は設備その他の物件をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(地区の指定)

第24条 法第20条第2項の駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、次のとおりとする。

- 〇〇町及び〇〇町の全部
- 〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

2 法第20条第2項の周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内又は自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区（以下「自動車ふくそう地区」という。）は、次のとおりとする。

- 〇〇町及び〇〇町の全部
- 〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第25条 次の表の（ア）欄に掲げる地区又は地域内において、（イ）欄に掲げる面積が（ウ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（エ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（オ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（カ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区内又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りではない。

（ア）	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車ふくそう地区
（イ）	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に〔①〕を乗じて得たものとの合計		特定用途に供する部分の床面積
（ウ）	〔②〕		2,000平方メートル
（エ）	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）	非特定用途に供する部分
（オ）	〔③〕	〔④〕	450平方メートル
（カ）	$1 - \frac{〔②〕 \times (6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000 \text{平方メートル} \times \text{〔イ〕欄に掲げる面積} - 〔②〕 \times \text{延べ面積}}$		$1 - \frac{6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$
<p>備考</p> <p>1 （イ）欄に規定する部分及び（エ）欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。</p> <p>2 （カ）欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。</p>			

2 次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の（オ）欄中〔③〕とあるのは〔③'〕と、〔④〕とあるのは〔④'〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 〇〇町及び〇〇町の全部
- 〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

3 前二項の規定は、市長が特に必要と認めて、別に駐車施設の附置に係る基準を定めた地区においては、適用しない。

(注) 第1項及び第2項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。
 なお、以下に都市の人口規模別の標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

- 〔①〕 = $\frac{〔②〕}{2,000\text{平方メートル}}$
- 〔②〕 (1) 人口規模がおおむね50万人以上の都市 1,500平方メートル
 (2) 人口規模がおおむね50万人未満の都市 1,000平方メートル
- 〔③〕 及び 〔④〕
- (1) 人口がおおむね100万人以上の都市
 ・ 〔③〕 200平方メートル
 ・ 〔④〕 250平方メートル
- (2) 人口がおおむね50万人以上100万人未満の都市
 ・ 〔③〕 150平方メートル
 ・ 〔④〕 200平方メートル
- (3) 人口がおおむね50万人未満の都市
 ・ 〔③〕 150平方メートル
 ・ 〔④〕 150平方メートル

2 次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の(オ)欄中〔③〕とあるのは〔③'〕と、〔④〕とあるのは〔④'〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第25条 の2 次の表の(ア)欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りではない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	2,000平方メートル				3,000平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。)に供する部分	特定用途に供する部分
(エ)	〔①〕	〔②〕	〔③〕	〔④〕	〔⑤〕
(オ)	$1 - \frac{6,000\text{平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$				$1 - \frac{6,000\text{平方メートル} - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$
備考 1 (ウ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。 2 (オ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。					

2 駐車場整備地区のうち荷さばきのための駐車施設の確保を図ることが特に必要と認められる次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の〔①〕とあるのは〔①'〕と、〔②〕とあるのは〔②'〕と、〔③〕とあるのは〔③'〕と、〔④〕とあるのは〔④'〕と、〔⑤〕とあるのは〔⑤'〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

〇〇町及び〇〇町の全部

〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

(注) 第1項及び第2項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における荷さばきに係る駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。

なお、以下に都市の人口規模別の標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

(1) 人口がおおむね100万人以上の都市

- ・ 〔①〕 2,500平方メートル
- ・ 〔②〕 5,500平方メートル
- ・ 〔③〕 2,000平方メートル
- ・ 〔④〕 3,500平方メートル
- ・ 〔⑤〕 7,000平方メートル

(2) 人口がおおむね50万人以上100万人未満の都市

- ・ 〔①〕 2,500平方メートル
- ・ 〔②〕 5,000平方メートル
- ・ 〔③〕 1,500平方メートル
- ・ 〔④〕 3,500平方メートル
- ・ 〔⑤〕 6,500平方メートル

(3) 人口がおおむね50万人未満の都市

- ・ 〔①〕 3,000平方メートル
- ・ 〔②〕 5,000平方メートル
- ・ 〔③〕 1,500平方メートル
- ・ 〔④〕 4,000平方メートル
- ・ 〔⑤〕 5,000平方メートル

3 前二項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、市長が特に必要と認めて、別に荷さばきのための駐車施設の附置に係る基準を定めた地区においては、適用しない。

(大規模な事務所の特例にかかる大規模低減)

第26条 前二条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第27条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前三条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は、当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)

第28条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内又はこれら以外の地域内のいずれかの二以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、前四条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第29条 第25条、第26条及び第27条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第25条、第26条及び第27条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前二項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては適用しない。

4 第25条の2、第26条及び第27条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。

(駐車附置の特例)

第30条 第25条から第27条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長の認定を受けて当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 前項の規定により市長の認定を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請書に記載した内容について変更しようとする場合も、また同様とする。

(建築物の敷地以外の場所における駐車附置に関する勧告)

第30条の2 市長は、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資すると認めるときは、第25条から第27条までの規定により駐車施設を附置すべき者に対し、当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けるべきことを勧告することができる。

(適用の除外)

第31条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第25条から第27条までの規定は、適用しない。

2 この条例の施行後新たに駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第25条から第27条までの規定にかかわらず、当該地域の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第32条 第25条から第27条までの規定により設置された駐車施設(第30条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第33条 市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第34条 市長は、第25条から第27条まで、第29条又は第32条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、現状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項に規定する措置命令書の様式は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第35条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第30条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第6章 委任

第37条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例が施行された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第25条から第27条までの規定は、適用しない。

【参考資料3】兵庫県「標準駐車場条例に基づくモデル条例」

<p>第一章 総則 (趣旨) 第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第5章の規定に基づき、建築物に附置する自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の規模その他の駐車施設の附置等に関して必要な事項を定めるものとする。</p>				
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第12項第9号に規定する自動車をいう。 (2) 駐車 道路交通法第2条第12項第18号に規定する駐車をいう。 (3) 駐車場整備地区 法第3条第1項に規定する駐車場整備地区をいう。 (4) 駐車場整備計画 法第4条第1項に規定する駐車場整備計画をいう。</p>				
<p>(周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定) 第3条 法第20条第2項に規定する周辺地域内で条例で定める地区(以下「周辺地区」という。)は、駐車場整備地区又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)若しくは同号に規定する近隣商業地域(以下「近隣商業地域」という。)に隣接する同法第5条の規定により指定された都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、市長が指定する区域とする。 2 法第20条第2項に規定する周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内又は自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区(以下「自動車ふくそう地区」という。)は、自動車交通の地区的ふくそうが予想されるとして市長が指定する区域とする。 3 市長は、前2項の規定により周辺地区又は自動車ふくそう地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。</p>				
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置) 第4条 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積と、非特定用途(特定用途以外の用途(共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。)をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計の面積(以下この項において「基準床面積」という。)が、1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(駐車施設、専ら道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための施設(以下「自動二輪車専用駐車施設」という。)並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる算式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合には、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、市長が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合 (2) 前号に定める場合のほか、市長が特に必要がないと認める場合</p>				
(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場を除く。)に供する部分	非特定用途に供する部分
(2)	150㎡	200㎡	400㎡	450㎡
(3)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times \text{基準床面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$			
<p>(備考) (1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>				
<p>2 周辺地区又は自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち、次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる算式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合には、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。</p>				
(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場を除く。)に供する部分	
(2)	150㎡	200㎡	400㎡	
(3)	$1 - \frac{6,000 \text{ ㎡} - \text{建物の延床面積}}{2 \times \text{建物の延床面積}}$			
<p>(備考) (1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>				

(建築物の新築の場合の荷捌きのための駐車施設の附置)

第5条 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷捌きのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、市長が地区の特性に応じた基準に基づき、必要な荷捌きのための駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合
- (2) 市長が敷地の形状等により荷捌きのための駐車施設を設置することが著しく困難であると認める場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、市長が特に必要がないと認める場合

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	病院、卸売市場、倉庫及び工場に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場を除く。)に供する部分
(2)	3,000 m ²	6,000 m ²	3,000 m ²	4,500 m ²
(3)	$1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{建物の延床面積}}{2 \times \text{建物の述床面積}}$			
(備考) (1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。				

- 2 前項の規定により附置しなければならない荷捌きのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の新築の場合の自動車二輪専用駐車施設の附置)

第6条 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、市長が地区特性に応じた基準に基づき、必要な自動二輪車専用駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合
- (2) 前号に定める場合のほか、市長が特に必要がないと認める場合

(1)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く。)に供する部分
(2)	3,000 m ²	8,000 m ²
(3)	$1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建物の延床面積})}{5,000 \text{ m}^2 \times \text{建物の述床面積}}$	
(備考) (1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。		

(大規模な事務所等の特例)

第7条 前3条の規定にかかわらず、次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条、第5条第1項又は前条の規定を適用する場合においては、第4条第1項の表の(1)の項、第4条第2項の表の(1)の項、第5条第1項の表の(1)の項又は前条の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
(2)	事務所、病院、卸売市場、倉庫又は工場	事務所

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第8条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるものために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替(以下単に「用途変更」という。)をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条及び前条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の自動車が駐車することができる規模の駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、市長が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合
- (2) 前号に定める場合のほか、市長が特に必要がないと認める場合

(建築物の増築又は用途変更の場合の荷捌きのための駐車施設の附置)

第9条 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第5条及び第7条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷捌きのための駐車施設の駐車台数から当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷捌きのための駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている荷捌きのための駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の荷捌きのための駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。）以上の規模を有する荷捌きのための駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、市長が地区の特性に応じた基準に基づき、必要な荷捌きのための駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合
 - (2) 市長が当該建築物の構造及び敷地の状態から、やむを得ないと認める場合
 - (3) 前2号に定める場合のほか、市長が特に必要がないと認める場合
- 2 前項の規定により附置しなければならない荷捌きのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第10条 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第6条及び第7条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている分の台数を控除する。）以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模の自動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、市長が地区特性に応じた基準に基づき、必要な自動二輪車専用駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合
- (2) 前号に定める場合のほか、市長が特に必要がないと認める場合

(適用除外)

第11条 次のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物
- (2) この条例の施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又は自動車ふくそう地区に指定された地区又は地域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手する建築物
- (3) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において非特定用途に供する建築物で、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたもの

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設等の附置)

第12条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区又はこれら以外の地域の2以上の地区又は地域にわたる場合は、その敷地について地区又は地域ごとの面積を算出し、そのうち最も大きな面積を占める部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第4条から第10条までの規定を適用する。

(駐車施設等の附置の特例)

第13条 第4条から第10条までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等により交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設、荷捌きのための駐車施設又は自動二輪車専用駐車施設（以下、「駐車施設等」という。）を附置しないことができる。この場合において、当該新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設等を設けなければならない。

- 2 建築物の新築又は増築若しくは用途変更をする地区又は地域の地形、交通事情等からして、第4条から第10条までの規定により建築物に附置しなければならない駐車施設等を2以上の建築物のために一団として設けることが合理的であると認められる場合において、その駐車施設等が規則で定める規模以上になるときは、当該建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、第4条から第10条までの規定にかかわらず、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。
- 3 第4条から第10条までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、その建築物からおおむね300メートル以内の場所において、法第10条第1項の規定により都市計画として決定された路外駐車場を建設する場合は、その建築物又はその建築物の敷地内に附置する駐車施設等の駐車台数を、第4条から第10条までの規定により算出した駐車台数からその路外駐車場の駐車台数の2分の1の範囲において規則で定める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。
- 4 第5条及び第9条の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、建築物又は建築物の敷地外に他の者と共同で荷捌きを行うための駐車施設を整備することその他のこれらの規定により建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない最小の規模の荷捌きのための駐車施設を整備することに代わる措置として市長が認める代替措置を講ずるときは、当該代替措置の内容に応じ、これらの規定により附置しなければならない荷捌きのための駐車施設を附置せず、又は市長が定める規模を有する荷捌きのための駐車施設とすることができる。
- 5 前各項の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(駐車施設等の構造等)

第14条 第4条、第8条又は前条の規定により設けなければならない駐車施設の自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建築物については、車いす使用者のための駐車施設として、少なくとも1台以上の自動車の駐車のために供する部分の規模を、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。
- 3 第5条、第7条、第9条又は前条の規定により設けなければならない荷捌きのための駐車施設の自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等から市長が特にやむを得ないと認める場合においては、この限りではない。
- 4 第6条、第7条、第10条又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用駐車施設の特定自動二輪車の駐車のために供す

<p>る部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。</p> <p>5 前各項の規定は、特殊な形態の駐車施設等又は特殊な装置を用いる駐車施設等であって、自動車が有効かつ安全に駐車することができるのと市長が認めたものについては、適用しない。</p> <p>6 市長は、第1項から第4項までに定めるもののほか、駐車施設等の構造又は設備について必要な技術的基準を定めることができる。</p>
<p>(届出)</p> <p>第15条 第4条から第10条までの規定により駐車施設等を附置する者は、当該駐車施設等の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。</p>
<p>(駐車施設等の管理)</p> <p>第16条 第4条から第10条まで又は第13条の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者(第13条第5項の規定により市長の承認を受けた者を含む。第18条第1項において同じ。)は、当該駐車施設等をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。</p>
<p>(措置命令)</p> <p>第17条 市長は、第4条から第10条まで、第13条及び第14条までの規定に違反した者に対して、相当の猶予期限を定めて、駐車施設等の設置、改善その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
<p>(立入検査)</p> <p>第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物の所有者若しくは管理人に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地の設備その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>(補則)</p> <p>第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(罰則)</p> <p>第20条 第17条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第18条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第21条 法人の代表者若しくは法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前条の違反行為をしたとき、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際に存する建築物又は現に新築、増築若しくは用途変更の工事に着手している建築物に係る駐車施設等については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>